

【第47号 2017/12/1】

目次：

1. 領事・治安情報
2. 広報文化のお知らせ
3. 政治経済情勢

#### 1. 領事・治安情報

##### ●安全対策

○11月19日（日）深夜、ベジャ・ビスタ地区マルベージャにある日本人学校のグラウンド北東角の路上において、強盗事件が発生しました。犯人は3人組で、停車中の車両から降車して通行人を殴打し、財布を奪って再び車に乗り込み、逃走したとのことです。

○11月22日（水）の日中、ベタニア地区のエル・ドラドのショッピングモール内において、拳銃強盗が発生しました。犯人は男女2人組で旅行代理店に客を装って入店し、店員を拳銃で脅して現金を奪って逃走したそうです。

在留邦人の皆様におかれましては、時間や場所を問わず凶悪犯罪が発生する可能性を念頭に置き、外出時は人通りの少ない路地を一人で歩くのは避けるなど、周囲の状況を十分に確認して、事件に巻き込まれることのないようご注意ください。

##### ●第三国に渡航する際には「たびレジ」登録を

「たびレジ」は、あなたの安全な旅行をサポートする外務省の無料メール配信サービスです。お住まいの国で在留届を提出している方でも、別の国・地域に短期間渡航する際には、「たびレジ」に登録してください。登録すると、渡航先の大使館などから最新の安全情報が届くほか、緊急時には登録された情報をもとに安否を確認し、必要な支援を行います。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_campaign/](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_campaign/)

（3ヶ月以上の海外滞在予定の方は、ホームページ上又は大使館での「在留届」の提出をお願いします。）

##### ●当国居住未成年者の出国時の諸注意について

お子様を連れて日本に帰国するなど、当国を出国する場合、事前に準備すべき必要書類があります。

詳細は、下記をクリック。

<http://www.panama.emb-japan.go.jp/jp/consular-affairs/?p=consularoverview>

## 2. 広報文化のお知らせ

### ●チトレ市における新柔道場開設

今般、エレラ県チトレ市において、新しい柔道場が開設されました。今般の新道場開設は、日本大使館を通じて、日本のNPO法人である柔道教育ソリダリティーからパナマ柔道連盟へ寄贈された中古畳を使って実現しました。

※写真等は以下のURLに掲載。

[http://www.panama.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000319.html](http://www.panama.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000319.html)

### ●平成29年秋の外国人叙勲受章者

11月3日、日本国政府は平成29年秋の外国人叙勲受章者を発表しました。パナマ共和国においては次の2名の方がその功績により叙勲を受章されました。

#### ・ホルヘ・ルイス・キハーノ氏 (Ing. Jorge Luis Quijano Arango)

主要経歴：パナマ運河庁長官，元パナマ運河拡張計画統括責任者

功績：日本・パナマ間の貿易・海上交通における関係強化及び友好親善に寄与

勲等：旭日重光章

#### ・アナリア・アランゴ・デ・キハーノ女史 (Sra. Analía Arango de Quijano)

主要経歴：いけばな草月流師範

功績：駐日パナマ外交官夫人として、また、いけばな草月流師範として、長年に亘り生け花を通じた日本文化の普及・発展に寄与

勲等：旭日単光章

## 3. 政治経済情勢

### ●バレーラ大統領の中国訪問

11月14日から22日まで、バレーラ大統領は中国を訪問し、習近平国家主席及び李克強國務院総理と会談。共同宣言及び19本の実務的文書に合意。同文書には、二国間FTAのフィジビリティスタディ、パナマ・中国間の定期航空便の開設、パナマ・チリキ間の鉄道輸送システムのフィジビリティスタディ等が含まれる。また、バレーラ大統領は、在中国パナマ大使館及び在上海パナマ総領事館の開設式典に出席。

サイン・マロ副大統領兼外務大臣、デ・ラ・グアルディア経済財務大臣、アロセメナ貿易産業大臣をはじめとする政府関係者だけでなく、50名近くの民間企業関係者も同行し、北京及び上海で開催されたビジネスフェアに参加。

●経済月報については、以下 URL に掲載。

[http://www.panama.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000018.html](http://www.panama.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000018.html)

※本メールマガジンに関するご意見・ご要望や、配信停止をご希望される方は、次のアドレスまでご連絡ください：[consular@pn.mofa.go.jp](mailto:consular@pn.mofa.go.jp)

発行：在パナマ日本国大使館